

平成26年(ワ)第1133号
福島原発ひろしま損害賠償請求事件
原告 原告番号1 外27名
被告 国 外1名

準備書面 1 (意見陳述書)

平成27年7月27日

広島地方裁判所民事第3部 御中

原告ら代理人 弁護士 小笠原正景



原告のみなさんは、2011年（平成23年）3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「本件原発事故」という。）によって、東日本から避難された方々です。

1 避難の苦悩

避難をされた方々は、この事故によって、避難するかとどまるかの葛藤に直面させられ、その選択を迫られ、苦渋の決断で余儀なく避難を選択した方々です。

避難行動そのものの恐怖と苛酷な環境はもとより、本件原発事故により住み慣れた地域を失い、仕事を失い、知人・友人とのコミュニケーションの機会を失い、子どもたちは転校を余儀なくされ、家族が離れ離れに生活しなければならない状況におかれている方もいます。

避難後も、帰還すべきか、帰還することが安全なのか、安全ではないと思って避難した心情を理解してもらえるのか、帰還した際に避難したことを批判されるのではないか、避難したあとの就職・帰還したあとの就職をどうするのか、あるいは避難先への定住を決断すべきなのか、安全ではないと感じる心情を理解してもらえる

のか、故郷を捨てる決断は許されるのか、また、避難しないでとどまる人、避難先から帰還する人の決断をどう理解し受け入れて良いのか、これらの人と、今後、どのように関わればよいのか一様々な心理的精神的な葛藤を負います。

原発事故後、夫が精巣がんに罹患した妻は、もっと早くに避難を決断していればと今でも後悔しています。事故と癌との因果関係は未解明な部分もありますが精巣ガンは「友だち作戦」で震災救助に当たった米兵の多くが発病し、米国で訴訟が提起されているものであることはよく知られているとおりです。

避難先での生活が物心両面において恵まれたものではない人もいます、子どもにだけは放射能の危険にさらしたくないという心情を理解してもらえない人もおり、心理的精神的な葛藤を余儀なくされる人もいます。

避難した人の中には、故郷を見捨てた人と見られているように感じると言う人もおり、とどまつた人・帰還した人の中には、根拠なく地元が安全だと信じ込んでいる人と見られているのではないかと言う人もいます。

避難した人が妻であり、とどまつた人が夫であったり

避難した人が子どもであり、とどまつた人がその親であったり

避難した人が嫁であり、とどまつた人が舅・姑であったりします。

その人たちの間で深刻な対立や葛藤や容易に解決ができない悩みが生じ、関係性が壊れてしまう人もいるでしょう。

また、避難した人ととどまつたとの関係は、社会的に分類されて一部で対立が生じていることも否定することはできません。

避難してきた地域の放射能の危険が、仮に自然科学的に厳格に証明できなくとも、放射能の大規模な拡散という社会的事象が現実化したときには一定規模の人が避難行動を取り、避難先にとどまることは社会心理的な人間行動として容易に理解でき肯定できる現象でしょう。

原告らの一部について、避難の決断や継続は、単に神経質で非科学的な人の行動であるかのように、国や東電は主張するでしょう。しかし、その批判は誤っています。

す。社会心理的な不安が未だに存在しているのは明らかだからです。

むしろ、このような社会心理的な不安や避難するものととどまるものとの間に葛藤を生じさせたこと自体に国や東電は責任を負うべきです。

とくに、原発事故当初、自主的に避難してもよいししなくてもよいとされた、いわゆる自主避難区域の居住者で、避難した者ととどまったく者の葛藤や分断は無視できません。東電と原発被災者との間の賠償請求について早期解決を目的に設置された原発ADRでは、この自主避難区域の人たちの慰謝料請求を極めて低額にとどまっています。この区域の人には、心理的精神的葛藤や社会的な分断を受ける葛藤が生じたとしても、それは賠償すべき精神的な損害としては深刻には扱えないとしているのです。自主避難したのは自主的行動であり、実費は支払わせるけれど、精神的損害はほとんどないはずとの態度です。原発ADRによる賠償では不十分であることは明白です。

2 国策の失敗

様々な被害が原告の人たちに生じているそもそもの原因は、原子力発電事業という国策にあります。

国策として進められた原子力発電事業は、国と東京電力が、一体となって、その推進のために「安全神話」を喧伝してきました。本件事故は、この安全神話のもと、安全対策を犠牲にして、推し進められた原発の稼働が生んだ人災です。

原告らはこれから、安全神話を維持するためにとられてきた国や東電の危険への過小評価が、本件事故を惹起した事実を明らかにしてゆきます。

国や東電の地震や津波の予見やその対策についての過失など、複数のことを指摘してゆきます。

この意見陳述においてはそのうち二つのことを指摘します。

原子力の平和利用と電力の安定供給の必要性を名目として、原発事業は、その安全性が確立されないまま国策として始められました。ですから、科学的知見の進展

で、かつて安全設計だったはずのものが安全とは言えなくなる場合が生じます。そのときにバックフィットといって、進展した知見によって安全性を事後的に確保することをおこないますが、このバックフィットは法的に明文化されていませんでした。つまり、電力事業者がバックフィットしなかった場合の規制が明文化されていません。もちろん原発設置の認可を取り消す権限が国にある以上、規制の根拠がないわけではありませんが、明文化されたのは、本件事故後に至ってからでした。

また、本件事故の直接的原因は原発プラントの全電源喪失にありました。電源があれば、原子炉の冷却を維持でき、本件事故のような大規模事故には至らなかつたはずです。

原発の安全設計について指針を出す、国の機関である原子力安全委員会は平成2年8月30日付で「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」を出しています。その指針27という箇所で「原子炉施設は、短時間の全交流動力電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計であること」としていますが、その指針27の解説において「長期間にわたる全交流動力電源喪失は、送電線の復旧または非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はない」としています。

しかし、本件事故では、送電線も非常用交流電源設備も復旧することなく、直流を含む全電源が長期間にわたって失われ、中央制御室の機能、冷却・注水機能がほぼ全面的に喪失したために、メルトダウンが生じ、水素爆発が生じて大惨事になりました。

事故の原因は、この政府の安全設計審査指針が間違っていたことがあります。想定外の地震や津波が原因ではなく、間違った指針がもたらした人災です。

バックフィットの明文化の欠落や安全設計審査指針の全電源喪失に対する安易な態度は、原発の安全神話から生み出された態度です。

電力の安定供給には原発は欠かせない、欠かせないから稼働しつづけなければならない、一方で原発事故による重大事故発生リスクはゼロにはならない、原発事故のリスクがあることを認めれば周辺住民の不安をあおるため不安は杞憂であり心配は無用であると強調しなければならない、原発稼働に反対を唱えている少数のものは政治的スローガンを言っているにすぎず言いがかりである、安全だから稼働しつづけても問題ないと繰り返し広報するしかない、不安は言いがかりであるという安全神話が、真摯な危険に対する態度を失わせていったのです。

安全神話を維持するためには、安全性を追求すればするほど国民は原発が危険なものであると認識するのではないかと考え、危険性につき過小評価する傾向を生みました。国や東電のその傾向は本件事故まで続きました。

3 まとめ

わたしたちは、安全神話を基調とする原発推進の国策の失敗を明らかにし、その責任を明確にして、この国が二度と同じような国策の失敗をしないようにするために、この訴訟を起こしました。

またこのような国策の失敗によって被っている苦悩の深刻さを伝え、この救済を求めるものです。

原告である11世帯28名の避難者は、これまでに様々な困難や葛藤を乗り越えてこの訴訟を提起しました。

私たちは、本訴訟において、避難者に生じている被害の実相と、国と東京電力の加害責任を明らかにしてゆきます。

以上